

監査委員会活動報告（平成 2 9 年度第 3 四半期）

平成 2 9 年度第 3 四半期における監査委員会の活動について、以下のとおり報告する。

1. 監査委員会規則第 5 条第 1 項、第 2 項に基づく報告

（1）役員（経営委員長、経営委員、理事長及び理事をいう。）の不正行為等に関する報告（第 1 項）

○ 役員による不正行為等は見当たらなかった。

（2）理事長及び理事の職務の執行に関する報告（第 2 項）

○ 不適切と認められる職務の執行は見当たらなかった。

2. 監査委員会の活動報告

（1）監査委員会の責任と役割

第 2 回経営委員会で承認された中期計画では、「自律的な P D C A サイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること」とされている。ガバナンス体制の変更により設置された経営委員会はこのような組織体制が確立しているかどうかを監督する責任を持ち、「監査委員会」は、経営委員会から権限委譲を受け、正にそのような自律的な P D C A サイクルが各部署で回っているかどうかを監視する責任を負っている。監査はそのような経営委員会が適切に監督機能を果たす上で重要な役割を持っている。

（2）監査の方法

執行部が主催する各種委員会（投資委員会、運用リスク管理委員会、経営企画会議、契約審査会等）に陪席する他、執行部スタッフ 5 0 名以上と面談し、スタッフの人となりを理解するように努めている。また会議内容等は概要メモを作成し監査委員 3 名で情報共有し、問題認識を合わせるようにしている。

（3）業務監査の基本的考え方

監査委員会が発足して現時点で 3 ヶ月強が経過、執行部の業務全体を監

査委員会として全て把握しているとは言えない状況。従って、業務監査の項目全てを現時点で一度に実行するのではなく、下記のように、「②中期目標等の達成状況」と「⑦内部統制システムの構築・運用状況」を中心に当面は監査を行っていく予定。

①経営委員会及び経営委員の職務の執行状況

平成30年3月頃の実施を予定

②中期目標等の達成状況

中期計画が達成されるかどうかを、PDCAサイクルが着実に回っているかどうかという観点も踏まえて12月から関係部署に業務監査をスタート。監査室との役割分担等を踏まえ、監査委員会としては、特にこれまで十分に監査対象となつてこなかったと考えられる「投資リスク」により焦点を当てた業務監査を指向。業務リスクについては監査室との協働により適切に監査を実施する方針。

③業務運営の適正かつ効率的な実施

現時点では、中期目標と内部統制システムを軸に、業務運営が適正かつ効率的に実施されているかを監査する方針。監査は、PDCAサイクルが回っているかどうかを軸とし、業務リスクの観点からの監査は、②と同じく監査室との協業を考慮して、その内容を検討する。

④財務内容の改善状況

監査委員会及び会計監査人とも相談の上、監査内容を詰める方針

⑤前各号に規定する状況が未達成の場合における原因の究明状況

前各号の状況を把握した上で、改めて監査内容を検討予定

⑥理事長の意思決定における忠実義務等の履行状況

現在、職員の自律的な（投資判断を含む）意思決定によって中期目標達成を行える運用管理機関に変革しようとする理事長の経営理念の下、組織運営が行われていると思量。その経営理念を尊重した上で、業務運営が適切かつ効率的に行われるように経営されているかどうかを中心に監査する方針。

⑦内部統制システムの構築・運用状況

最も監査内容が多岐に亘りかつ重要度の高い監査項目の一つと思量。内部統制システムは、「③業務運営の適正かつ効率的な実施」の確認でも重要な事項であり、PDCAサイクルが着実に回っているかどうかという観点も踏まえ、統制環境が整っているかどうかを中心に監査予定。

（４）監査委員会としての運営状況に対する課題認識

当面の最大の課題は、平成29年10月のガバナンス改革を実質化（実効性の確保）し、早期に着実に定着させることにあると思量。そのために

何が必要かを業務監査等を通じて把握し、所要の対応策を検討しているのが現状。業務監査はまだ途中であるが、現時点では下記のような課題が存在すると認識している。4月の経営委員会で詳細を報告予定。

①運用会社との関係改善に係わる最先端の挑戦

リターン向上を図るため、評価体系や報酬体系の変革、E S G活動の評価、運用会社のビジネスモデルの確認など、世界でも類を見ない最先端の挑戦を行っている途上であると認識しており、その試み自体に高い敬意を表するものである。これらの投資プロセスの進捗状況等について、今後注視していく予定。

②中期目標等の達成状況及び適切なP D C Aサイクルの監査が困難

リスク管理の基本方針や資産クラス別の基本方針（Investment Policy）が存在しないため、中期目標を達成するためのP D C Aサイクルが回っているのかをうまく確認できない（監査できない）状況であると現状認識し、業務監査でその問題意識を投げかけて議論しているところ。各部室レベルでは、上記の基本方針を策定することに特段の異論は出ていない。

③内部統制システムの課題が存在

ア）監査室の位置付けの整理が必要

内部監査を行う監査室の内部統制システムにおける位置づけが必ずしも高くないのではないかと窺われる状況。100名程度の組織において屋上屋を重ねる監査機能は必要ないが、ガバナンス改革が行われたこの機会に、監査委員会と共同で監査を行う監査室の位置付けを整理し（監査室の志気を高めることを含む）内部統制を充実強化することが必要と思量。

イ）資産管理機関の業務の適正性の確認

当法人の法令遵守の重要事項の一つは、業務委託している運用会社や資産管理機関の適正性を確保すること。現在、業務委託をしている、ある資産管理機関の業務の適正性が疑われる外部通報を継続して受けており、当法人が善管注意義務を果たす観点から、その資産管理機関をモニタリングしている状況と思量。外部通報に関しては、その時点で監査委員にもその内容等が知らされるので、関係部署と適宜コンタクトを取り、対応状況を把握するよう努めているところである。

ウ）規程内容の改正の必要性

平成29年10月にガバナンス体制の変更に伴い、最低限の規程変更及び作成が行われた。しかし、ほとんどの規程はこれまでの理事長独任性を前提とした内容であり、新しいガバナンス体制に基づき、決裁権限を記した文書管理規程を含めた規程を全面的に洗い直し、確認

していく作業が今後必要なのではないかと考える。

【以下参考】

3. 監査委員会の職務の執行状況の報告

(1) 監査委員会開催状況の報告

日付	回次	事項	議事項目
10/1	第1回	議決	監査委員会の運営に関し必要な事項の制定について 監査委員会の補助職員の人事異動に関する同意について
10/2	第2回	報告	監査委員会の運営に関し必要な事項の制定について 監査委員会の補助職員の人事異動に関する同意について
		議決	選定監査委員の選定について 監査委員会監査規程の制定について 平成29年度監査委員会監査計画について 契約監視委員会設置規程の変更について 三様監査会議設置要綱の変更について 内部統制に関する監査委員会監査実施基準の変更について
11/1	第3回	報告	監査委員会事務室からの報告について 常勤監査委員からの報告について 監査室からの報告について
		審議	平成29年度の業務監査の実施について
12/15	第4回	報告	休職者の状況について 外部通報の対応状況について 監査室からの報告（監査室） 常勤監査委員からの報告
		議決	平成29年度業務監査計画について
		審議	監査委員会活動報告について

(2) 監査委員会監査規程（以下「規程」という。）第22条の規定による経常監査、随時又は臨時の監査（書面又は実地）の実施

日付	実施状況
10/11-	各部室から所管事項説明を受けた。

10/20	
11/1	コンプライアンス・オフィサーを監査委員会に召致し、外部通報に関する報告を受けた。
11/24	理事長との面談を行った。
12/15	コンプライアンス・オフィサー、運用管理室長及び総務部長を監査委員会に召致し、コンプライアンス・オフィサー及び運用管理室長から外部通報に関する報告を、総務部長から休職者の状況に関する報告を受けた。
12/18	監査委員会監査ヒアリング（インハウス運用室）を行った。
12/22	監査委員会監査ヒアリング（投資戦略部・企画部調査数理課）を行った。
12/25・27	監査委員会監査ヒアリング（市場運用部）を行った。

（３）規程第２３条の規定による組織的かつ効率的な監査の実施

日付	実施状況
11/1 12/15	監査室長を監査委員会（第３回、第４回）に召致し、情報交換を行った。
11/14	監査委員会、会計監査人及び監査室長からなる三様監査会議を開催し、情報交換を行った。

（４）規程第２４条の規定による監査計画の作成及び修正並びに理事長及び経営委員会への通知

日付	実施状況
10/1	平成２９年度監査委員会監査計画（以下「監査計画」という。）を監査委員会において議決した。
10/24	監査計画を理事長及び経営委員会委員長宛て通知した。
11/1	常勤監査委員から、第３回経営委員会において、委員長宛て監査計画を通知したことを報告した。

（５）規程第２５条の規定による会議等への出席及び意見陳述

会議等名称	実施状況
経営委員会	第２回（10/2）、第３回（11/1）、第４回（12/15）に出席した。 また、第１回（11/20）、第２回（12/4）、第３回（12/11）の勉強会に出席した。
経営企画会議	10/12から12/14までの間に開催された会議に 回中

	回出席した。
投資委員会	10/4から12/27までの間に開催された会議に 回中 回出席した。 ※他の用務により出席できなかった会議の内容については、監査委員会事務局より報告を受けた。
運用リスク管理委員会	10/20から12/19までの間に開催された会議に 回中 回出席した。
契約審査会	11/20から12/19までの間に開催された会議に 回中 回出席した。

(6) 規程第26条の規定による業務運営に関する全ての文書の閲覧、必要に応じた役職員からの説明の徴収及び意見陳述等

○ 監査室との情報連携や、必要に応じて役職員からのヒアリング等を随時行った。

(7) 規程第27条の規定による監査委員に回付される文書の確認

○ 第3四半期中に回付された決裁文書を197件確認した。

(8) 規程3条第5項の規定による監査委員向け研修への参加等

日付	実施状況
10/6	独立行政法人福祉医療機構の監事と面談し、情報交換を行った。
10/16	日本監査役協会主催の研修会に参加した。
11/7	日本監査役協会主催の研修会に参加した。
11/10	独立行政法人、特殊法人等監事連絡会（以下「監事連絡会」という。）の会議に出席した。
12/1	監事連絡会主催の研修会に参加した。
12/20	監事連絡会の会議に出席した。

(9) 規程4条の規定による監査委員間の情報の共有

○ 常勤監査委員を中心に、非常勤監査委員等に対して週次又は随時に情報連携を行うとともに、監査委員会において常勤監査委員から活動報告を行った。

また、常勤監査委員は、3（5）に記載した全ての重要な会議等に参加したほか、企業アセットオーナーフォーラム（10/6）及び運用受託機関説明会（11/13）を傍聴し、加えて、必要に応じて職員からヒアリングを行うこと等によって、監査等の環境の整備及び管理運用法人に関する情報の収集に積極的に努めた。